

神労発基 1024 第 1 号
令和 7 年 10 月 24 日関係機関・労働団体
経営者団体・業界団体等 } の長 殿

神奈川労働局長

11 月の「過労死等防止啓発月間」・「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」
に関する周知について (依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

また、大企業・委託事業者による取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を防止するため、毎年 11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付けています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 11 月 10 日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、過重労働解消に係る相談等を積極的に受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル (※)」などを行います。

つきましては、別添を参考に、広報誌やホームページへの記事の掲載やメールマガジンの配信等につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添につきましては、ホームページへのリンクを貼り付けた電子データをお送りさせていただきますので、メールで御連絡いただければ幸いです。

同封いたしましたリーフレット等につきましては、部数に余裕がございますので、御連絡いただければ送付させていただきます。

おって、ホームページに掲載等いただいた場合には、御一報いただけると幸甚に存じます。メールアドレス kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

(※) 令和 7 年 11 月 1 日 (土) から 11 月 7 日 (金) を受付集中期間とし、相談体制を強化して無料で相談を受け付けています。なお、受付集中期間以外も平日については通常の相談窓口を通常で設置しています。 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

○過労死等防止に関する特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>

○「しわ寄せ」防止特設サイト

※リーフレット等の電子媒体を以下のサイトに掲載しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



神奈川労働局労働基準部監督課 (担当: 澤舘)

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 電話 045-211-7351

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 11 月 10 日（月）に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 11 月 10 日（月）13：30～16：30
（参加受付 ※参加無料）

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html

- ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は下記の特設ページを参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

- 過重労働相談受付集中期間 11 月 4 日（火）から 11 月 7 日（金） まで
神奈川労働局・最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

- 過重労働解消相談ダイヤル 11 月 1 日（土）9：00～17：00
電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

上記期間中は体制を強化し、労働基準監督官が相談に対応します。

※集中期間以外も平日 8：30～17：15 の開庁時間で労働相談に対応しております。

- 労働条件相談ほっとライン【委託事業】※集中期間以外も通年で実施しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

SNS（LINE）相談：https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/line_soudan/

労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

（相談受付時間：月～金 17：00～22：00、土日・祝日 9：00～21：00）

- 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月～1 月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>